

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	居室	
入を居住後に替居え室又場合は施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	有りません
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	居室の住み替えに際しては、事業者の指定する医師及び身元引受人の意見を聞き、入居者の意思を確認して行います。 尚、居室利用権は住み替えと同時に移行するものとし新たな負担は発生しません。 Bタイプ(2人部屋)に入居された方は、2人の内どちらか1人が退去或は逝去された場合、Aタイプ(1人部屋)に移動して頂きます。その場合入居一時金の追加は有りませんが、月額利用料は移動した部屋の利用料と同一となります。但し残られた方の親族が、退去或は逝去された方の代わりに同室に新たに入居される場合に限り、1人部屋に移動せず引続き同室にとどまることが出来ます。
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	有りません